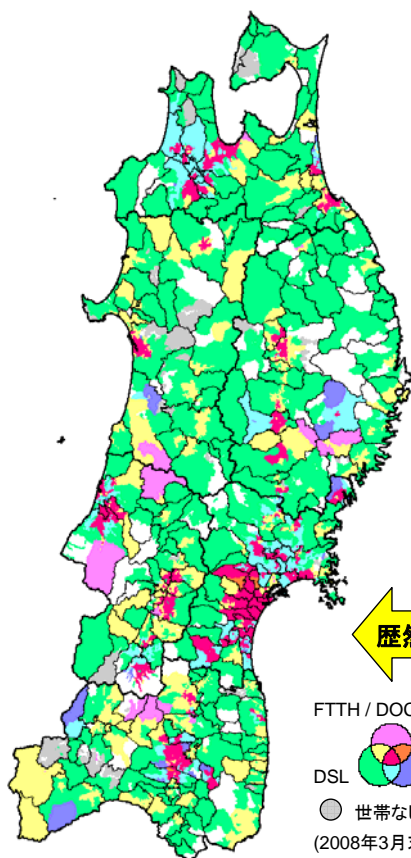


東北地方における 光ブロードバンド化政策推進の現状

2008年11月26日

総務省 東北総合通信局

東北地方におけるブロードバンドの整備状況



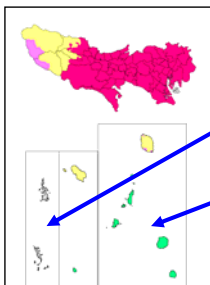
■ 東北地方が抱える条件

- 広大な面積、多くが山間部
⇒ DSLでは全域カバー不可、ファイバ敷設費が膨大
 - 地方部での少子化・高齢化の進行
⇒ 採算ベースの加入者数の確保は困難
- ※一定規模の都市以外では、単独事業者のみがサービス

■ ブロードバンドの整備状況 (2008年3月末)

- ブロードバンド・カバー率: 96%
⇒ 宮城県は全国で中位にあるが他5県は下位
- うち超高速ブロードバンド(FTTH等)カバー率: 75%
⇒ 事業者による整備は一定規模の都市が先行

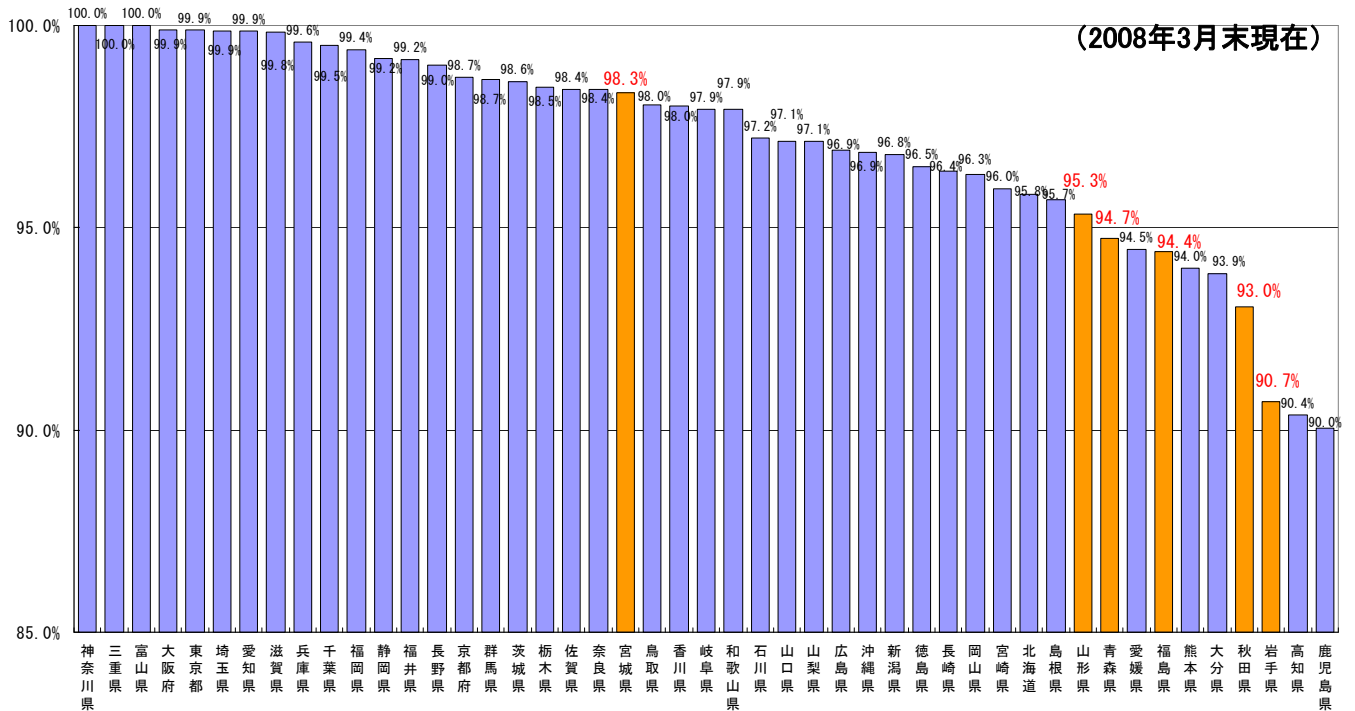
FTTH / DOCSIS CATV
DSL CATV / FWA等
○ 世帯なし地域
(2008年3月末)



- 東京都: 99. 98% カバー済み
未カバーは小笠原村のみ
- 超高速=99. 55%
一部島しょがADSLのみサービス

※左図及び以降のカバー率の数値はいずれも総務省推計による

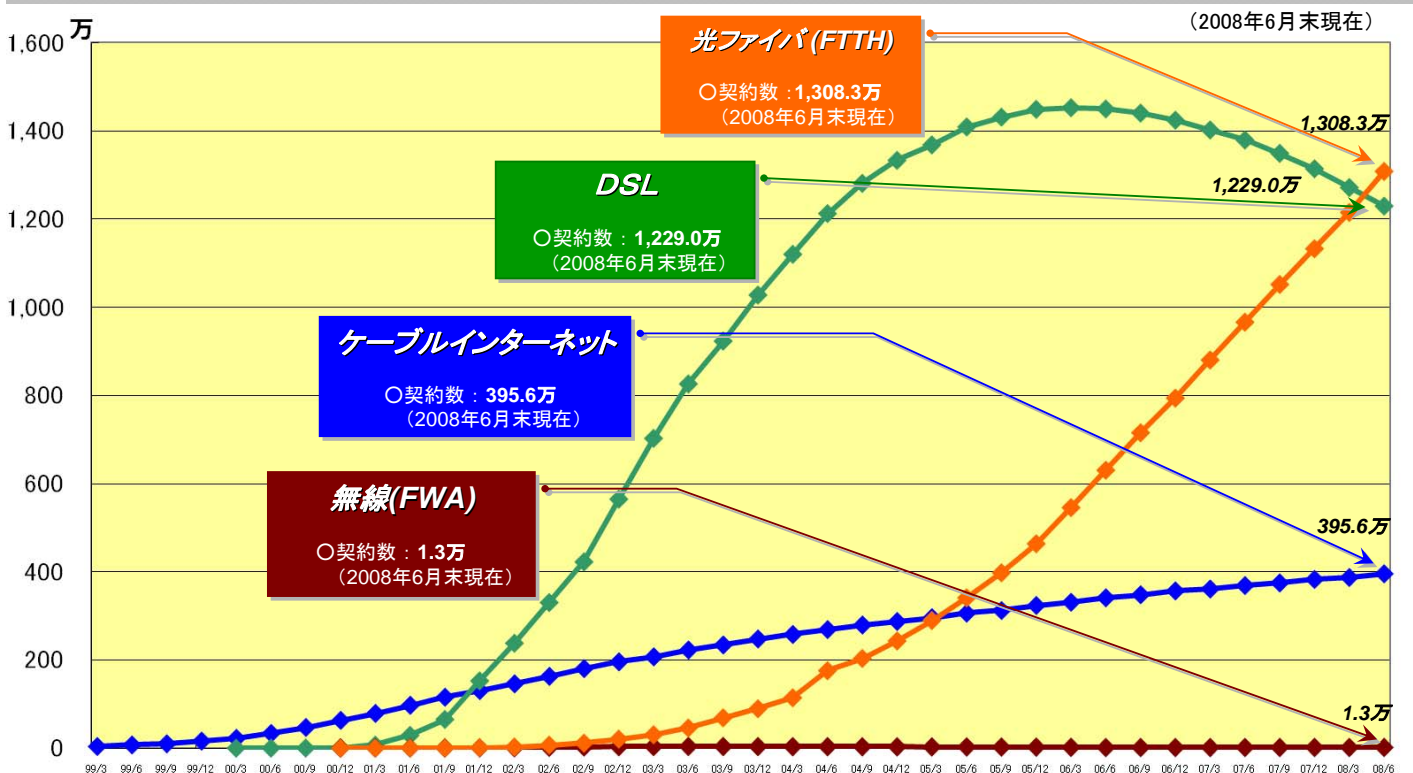
都道府県別ブロードバンド・サービスエリア世帯カバー率(推計)



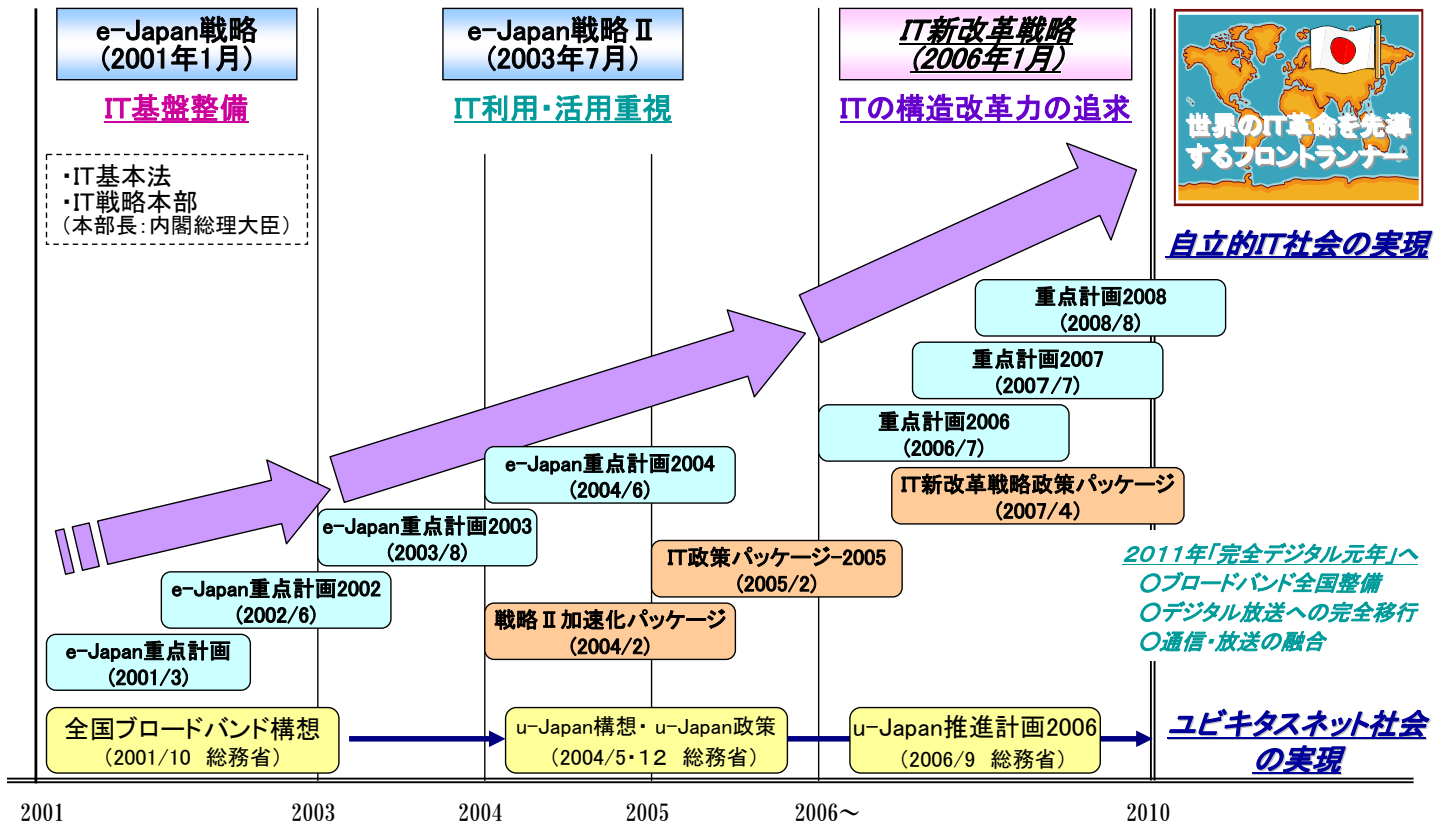
※ 上記は、ブロードバンドサービス（FTTH、ADSL、ケーブルインターネット等）について、事業者情報等から、原則町丁目単位での利用可能な有無を区分し、国勢調査（平成17年）及び住民基本台帳（平成19年3月末）の世帯数を踏まえ、都道府県毎のサービスエリアの世帯カバー率を推計。ただし、ADSLについては、サービスエリア内であっても収容局からの距離が概ね4kmを越える地区については信号の減衰が大きく実用に適しないことから利用可能とせず、世帯カバー率の推計を行っている。

ブロードバンド・サービスの加入契約種別の変遷

ブロードバンド・サービスの契約数は、都市部などの地域でDSLの契約数が減少傾向（2007年（平成19年）6月末時点から150万減少）。一方、光ファイバ（FTTH）の契約数は、2007年6月末時点から340万増加し、DSLの契約数を上回った（ブロードバンド・サービスの契約数は2,934万）。

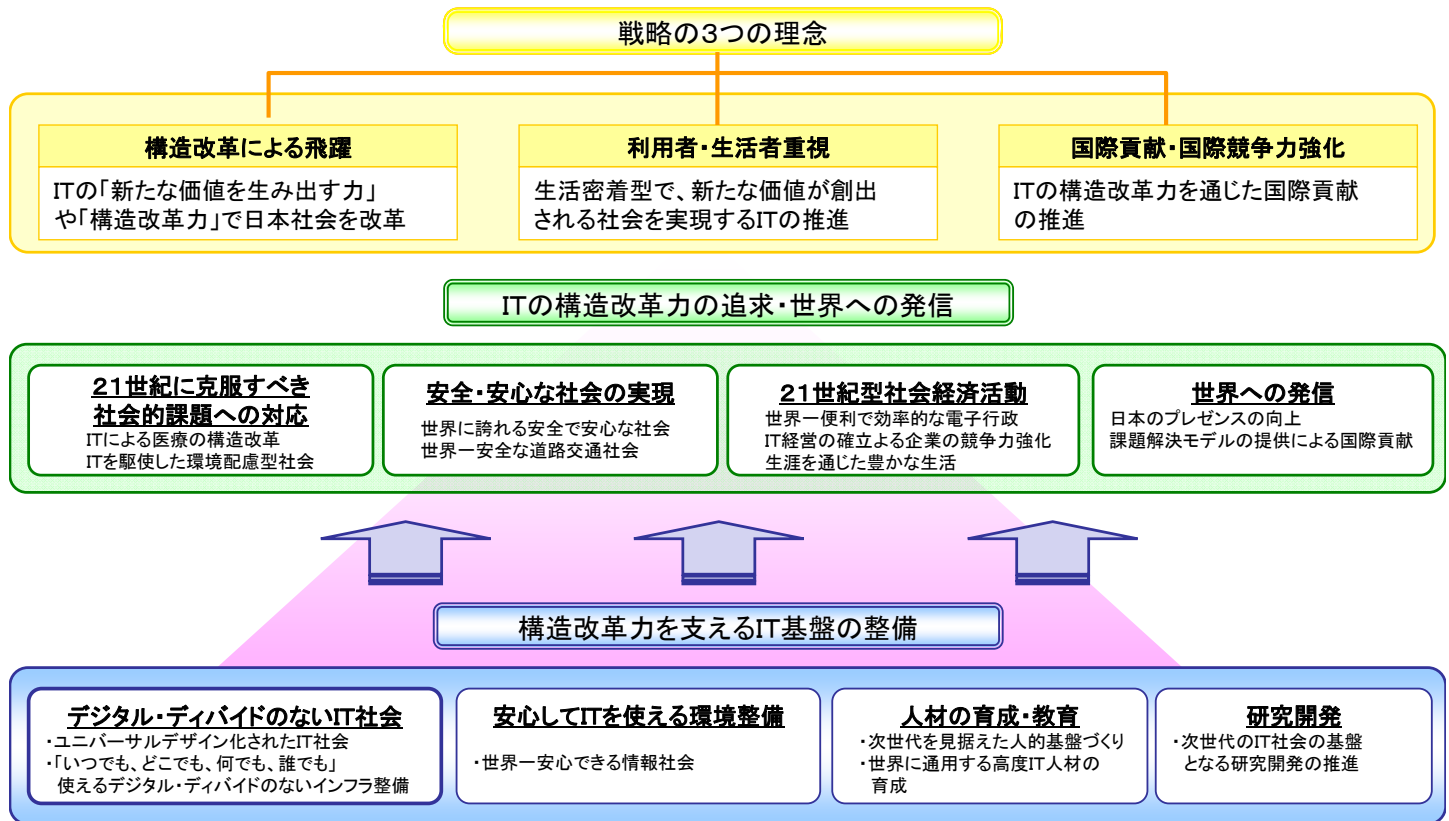


※2004年（平成16年）5月末までは任意調査、2004年6月末から改正電気通信事業報告規則に基づく調査。3



IT新改革戦略

—いつでも、どこでも、誰でもITの恩恵を実感できる社会の実現—



ブロードバンドの全国整備に向けた取組

これまでの取組

- 官民連携によるブロードバンド全国整備の促進
 - 都道府県ロードマップの作成、整備マニュアル・活用事例集の作成
- 電気通信事業者・地方公共団体への支援策等
 - 電気通信事業者に対する電気通信基盤充実臨時措置法に係る支援策の実施
 - 地方公共団体に対するICT交付金による支援、ブロードバンド・ゼロ地域解消事業による支援等

『デジタル・ディバイド解消戦略』（H20.6）

■ 解消に向けた具体的施策は以下のとおり。

○ブロードバンド基盤の整備

- ① 「合わせ技」プロジェクトの推進
- ② 衛星ブロードバンドの利用環境の整備

○超高速ブロードバンド基盤の整備

- ① 通信事業者による加入者系光ファイバ網整備の推進
- ② 地方公共団体による光ファイバ網整備の推進等
- ③ CATV網の超高速ブロードバンド化の推進

○支援施策の拡充等に向けた取組

➢ ICT交付金の拡充（地域通信振興課と連携）、無線技術を組み合わせたブロードバンド整備支援（基幹通信課と連携）、衛星ブロードバンドの利用環境整備への支援、デジタル・ディバイド解消戦略の結果を踏まえた取り組み

○関係者との取組の強化

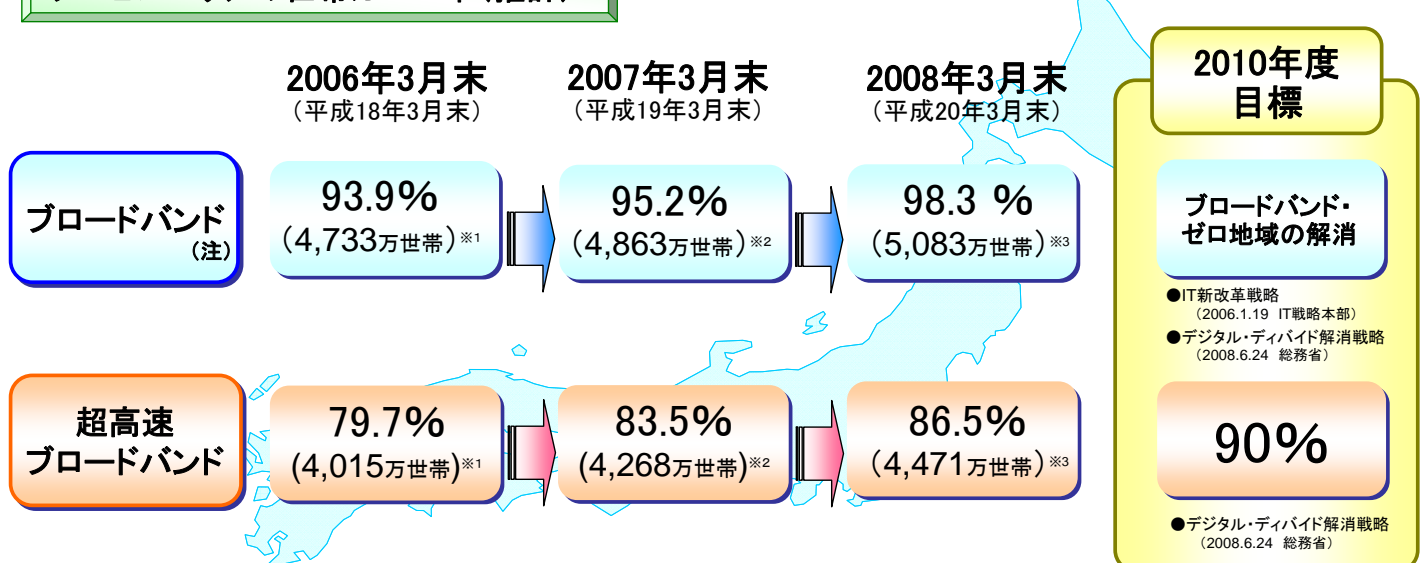
➢ APPLIC（全国地域情報化推進協議会）、SBPC（衛星ブロードバンド普及推進協議会）、地域の推進体制 etc・・・

目標に向けた取り組みを推進

6

ブロードバンドの整備状況

サービスエリアの世帯カバー率（推計）



※1 2000年(平成12年)国勢調査の世帯数及び2005.3末現在の住民基本台帳に基づく総世帯数(5,038万世帯)より推計
 ※2 2000年(平成12年)国勢調査の世帯数及び2006.3末現在の住民基本台帳に基づく総世帯数(5,110万世帯)より推計
 ※3 2005年(平成17年)国勢調査の世帯数及び2007.3末現在の住民基本台帳に基づく総世帯数(5,171万世帯)より推計

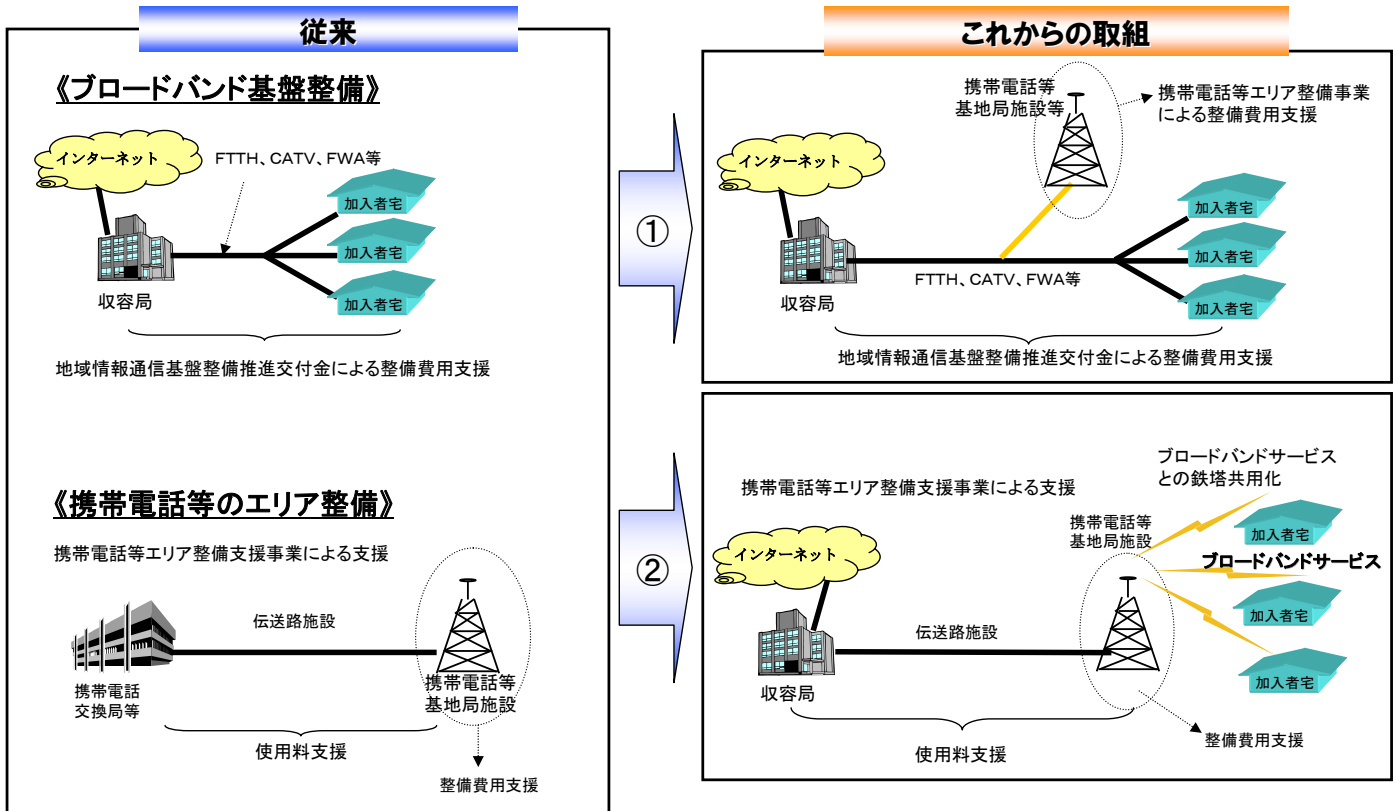
(注) ブロードバンド・サービスについて、事業者情報等から、原則町丁目単位での利用可能な有無を区分し、国勢調査及び住民基本台帳の世帯数(※1～※3)を踏まえサービスエリアの世帯カバー率を推計。ただし、ADSLについては、サービスエリア内であっても、収容局からの距離が概ね4kmを超える地区については信号の減衰が大きく実用に適しないことから利用可能とせず、世帯カバー率の推計を行っている。

なお、2006年3月末及び2007年3月末については、都道府県ごとにブロードバンド・サービスの種別（FTTH、ADSL、ケーブルインターネット等）で最も整備が進んでいる種別の世帯カバー率を「ブロードバンド」の世帯カバー率としていたが、2008年3月末のものからは、いずれかのブロードバンド・サービスが整備されている地域の世帯カバー率を「ブロードバンド」の世帯カバー率としている。

7

「合わせ技」のイメージ

各種支援スキームの組み合わせ等により、地域の実情に応じ、効率的に整備



経済活性化に向けた情報通信基盤整備・ICT利活用

■ 緊急安心実現総合対策費（平成20年10月 平成20年度補正予算）

● 地域情報通信基盤整備推進交付金：9,511百万円（追加）

地域経済の活性化及び地域間の情報格差是正のため、条件不利地域の地方公共団体等によるブロードバンド網の整備を支援

(4) 中小企業等の活力向上 - ②生産性向上等成長力強化対策費

● 遠隔医療等モデル事業費：650百万円

地域医療の確保、医師不足、勤務医への対応等医療体制の確保に向けた取組の強化

(1) 生活者の不安の解消 - ①医療・年金強化対策費

(イ) 安心な医療確保対策費 - (i) 高齢者医療円滑運営対策費

■ 景気不安・世界的金融不安に対応した「生活対策」（平成20年10月30日 内閣府）

<第3の重点分野> 地方の底力の発揮 - 地域活性化対策

○地域企業再生、商店街活性化、ICT活用、PFIの活用による地域経済活性化

● 条件不利地域等のICT基盤整備

● 地域におけるICT利活用の高度化・ICTによる地域経済活性化

● 地上デジタル放送への対応

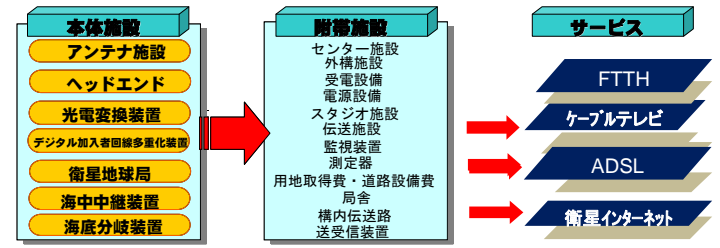
地域の特性に応じた情報通信基盤の整備を支援し、地域間の情報格差（デジタルディバイド）を是正するとともに、その利活用を促進することにより地域住民の生活の向上及び地域経済の活性化を図る。

施策の概要

FTTH、ケーブルテレビ、ADSL、衛星など地域間の情報格差是正に必要となる施設を幅広く支援の対象とすることにより地域の柔軟かつ効率的なICT基盤整備を推進。平成21年度から定住自立圏構想に資する事業について支援等を拡充。

交付対象主体及び交付率

- ① 衛星により整備する市町村 1/2(平成21年度拡充要求中)
- ② 条件不利地域に該当する市町村 1/3
(注) 過疎、辺地、離島(奄美及び小笠原を含む。)、半島、山村、豪雪及び沖縄県のこれらに類する地域をいう
- ③ 上記②を含む合併市町村又は連携主体 1/3
(注1) 合併が行われた日の属する年度及びこれに続く3年度に限る
(注2) 連携主体による**定住自立圏構想**に資する基盤整備については、交付率を1/2とするとともに、当該構想において重要なシステム(遠隔医療など)として不可欠な施設・装置を交付の対象とする。(平成21年度拡充要求中)
- ④ 第三セクター法人 1/4



地域の知恵と工夫を活かしつつ、柔軟かつ効率的な情報格差の解消を推進

ICT利活用の取組

地域課題の解決促進、地域経済の活性化

所要経費

	一般会計
平成21年度要求額	15,900百万円
平成20年度予算額	6,200百万円
平成20年度補正予算額	9,500百万円

地域イントラネット基盤施設整備事業

地域の教育、行政、福祉、医療、防災等の高度化を図るため、学校、図書館、公民館、市役所などを高速・超高速で接続する地域公共ネットワークの整備に取り組む地方公共団体等を支援。

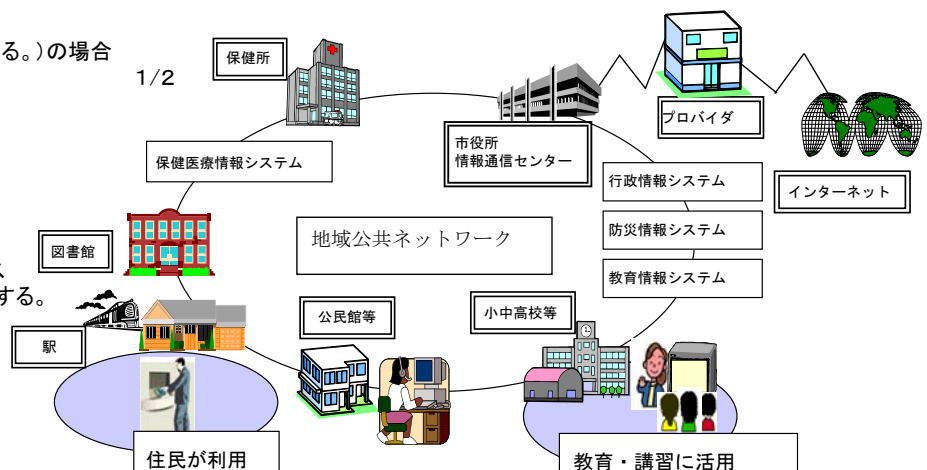
- (1) 実施主体：都道府県、市町村、第三セクター及び複数の地方公共団体の連携主体
- (2) 補助対象経費：① 施設・設備費(センター施設、映像ライブラリー装置、送受信装置、構内伝送路、双方向画像伝送装置、伝送施設等)
② 用地取得費・道路費

(3) 補助率：

- ① 都道府県、市町村単独の場合 及び都道府県、政令市、中核市から成る連携主体の場合 1/3
- ② ①以外の連携主体の場合、合併市町村(ただし、合併年度及びこれに続く一年度に限る。)の場合 及び 沖縄県、沖縄県内の市町村の場合 1/2
- ③ 離島 2/3
- ④ 第三セクターの場合 1/4

(4) その他：

- ① あらかじめケーブルテレビ等への開放を目的とする整備を可能とする。
- ② あらかじめ高速・超高速インターネットアクセス提供事業への開放を目的とする整備を可能とする。



所要経費

	一般会計
平成21年度要求額	2,500百万円
平成20年度予算額	3,365百万円

ブロードバンド・ゼロ地域解消事業

目的

採算性等の問題によりブロードバンド・サービスの提供が見込めない地域において、電気通信事業者によるブロードバンド・サービスの提供に係る施設の整備に対して、当該サービス提供地域の市町村がその整備費用の一部を補助する場合について国が必要な支援を行うことにより、ブロードバンド未提供地域の解消を促進する。

事業主体・整備主体

事業主体：市町村・整備主体：電気通信事業者

対象施設

ブロードバンド・サービス提供に必要なとなる施設

特別交付税

対象地域

ブロードバンド・サービスの提供が見込めない地域を含み、条件不利地域(過疎地域、辺地、離島、半島、山村、特定農山村及び豪雪地帯)を管轄する市町村

対象費用

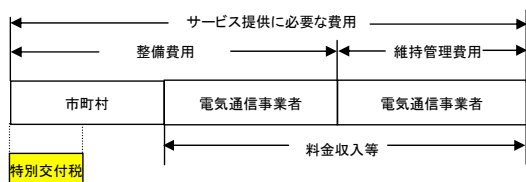
A.市町村負担額(ただし、市町村負担額が整備費用の1/2を超える場合は、整備費用の1/2相当額)

B.標準補助額

- ・ADSL : (2,000万円×局数)×1/2
- ・ADSL以外 : (2,000万円/450世帯×世帯数)×1/2)

A、Bいずれか少ない額の1/2を特別交付税措置

【イメージ図】



過疎債・辺地債

対象地域

ブロードバンド・サービスの提供が見込めない地域(おおよそ2,000世帯以下と想定)を含み、条件不利地域のうち過疎地域、辺地を管轄する市町村

対象費用

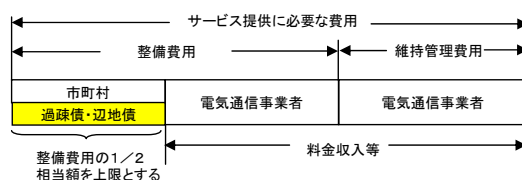
A.整備費用の1/2相当額

B.整備費用から電気通信事業者が料金収入等により負担できる経費を控除した額

※市町村負担額が起債対象の上限となる

A、Bいずれか少ない額を市町村負担額の上限とする

【イメージ図】

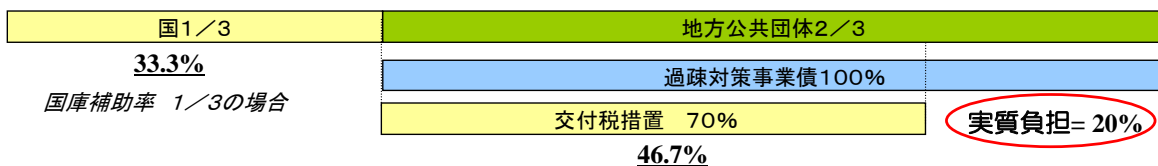


12

補助事業の負担部分の補充(補助裏)に係る地方財政措置

■ 過疎対策事業債

対象事業: 過疎地域自立促進特別措置法の指定を受ける地域(過疎地域)で事業を行う場合
措置内容: 地方負担額に係る地方債充当率を100%とし、その元利償還金の70%を交付税措置。



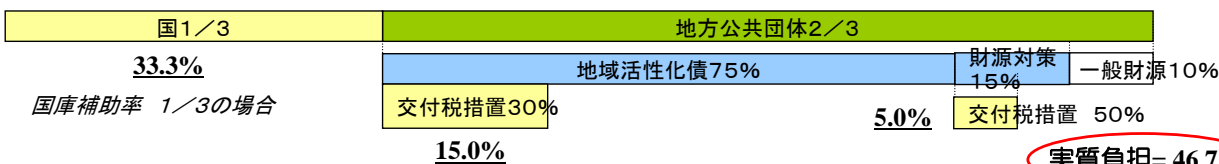
■ 辺地対策事業債

対象事業: 辺地に係る公共施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(辺地法)の指定を受ける地域。
措置内容: 地方負担額に係る地方債充当率を100%とし、その元利償還金の80%を交付税措置。



■ 一般単独事業債(地域活性化事業債)

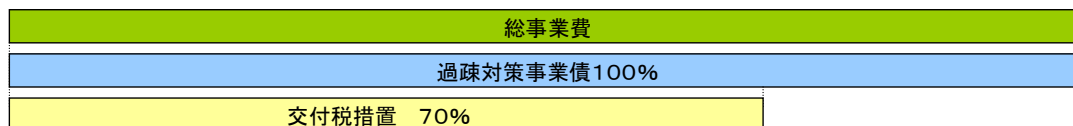
対象事業: 地域情報通信基盤整備推進交付金、地域イントラネット基盤施設整備事業等
措置内容: 地方負担額に係る地方債充当率を75%とし、その元利償還金の30%を交付税措置。
さらに財源対策債15%を充当し、その50%を交付税措置。



13

過疎地域自立促進重点事業(過疎対策事業債特別枠)

- **対象団体** 過疎関係市町村(複数の市町村が共同で取り組む場合を含む)
- **対象事業** 過疎地域自立促進市町村計画に位置付けられた重点的に投資が必要な過疎対策事業
 なお、産業、教育、医療・福祉等の様々な側面で過疎地域に変革をもたらすものとして都道府県が特に推薦するICT基盤の整備事業を優先採択
 ・ 地域公共ネットワーク、加入者系光ファイバ網設備、CATV 等
- **特別枠を充当する期間** 原則として2ヵ年以内
- **特別枠の額** 総額: 概ね250億円
 一事業あたりの充当額は8億円(ICT関連事業については16億円)を上限とし、下限は特に設けない。
- **特別枠の措置期間** 平成21年度まで
- **辺地対策事業債の取扱いにおける配慮**
 過疎関係市町村において、本事業が辺地対策事業にも位置付けられるものにあつては、辺地対策事業債の活用も可能(枠配分で措置)

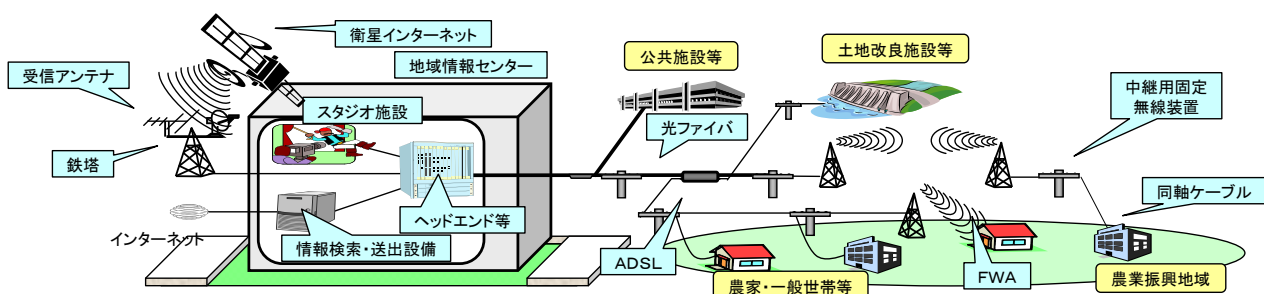


【農林水産省】 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金(情報通信基盤施設)

～地域の創意工夫を活かした情報通信基盤施設の整備を支援～

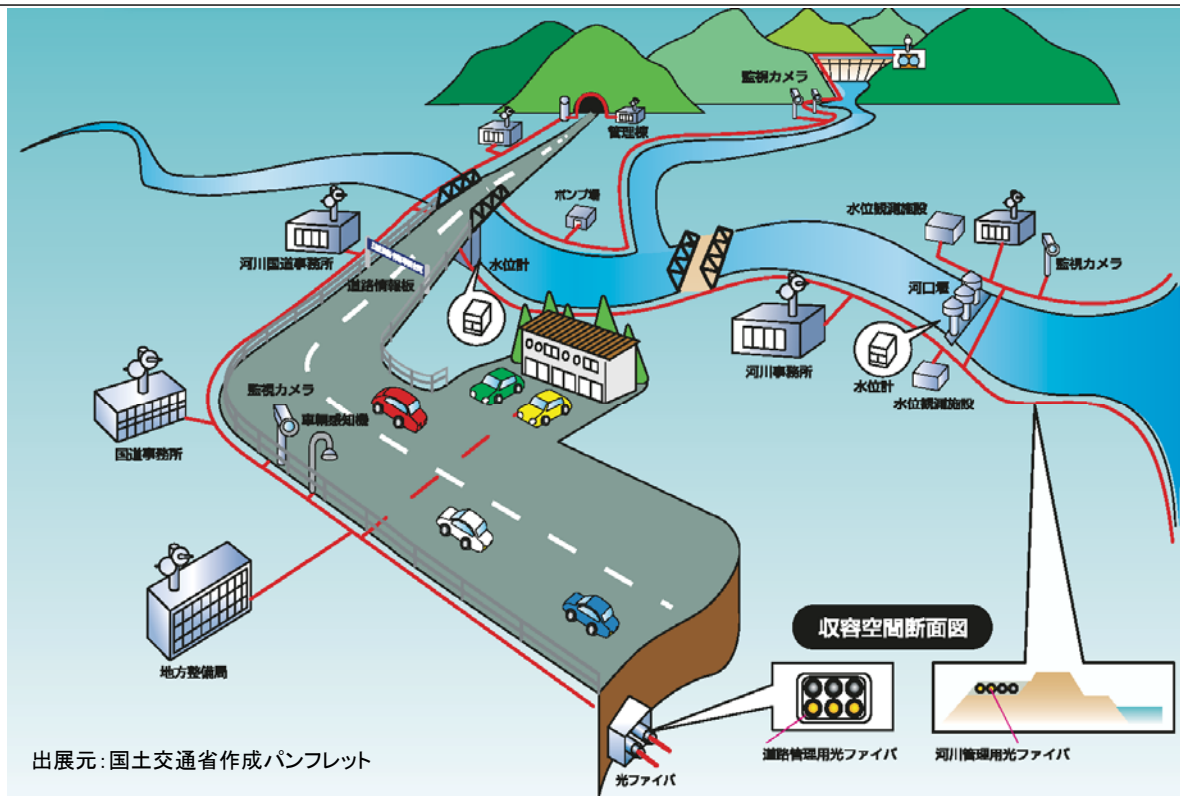
農村地域において、効率的な農業経営、農村の活性化及び定住等の推進を支援するため情報通信基盤の整備を行ってきたが、全国的なブロードバンド環境の整備が求められる中、地域の実態に応じた整備の加速化が課題となっている。このため、農業情報等の提供を行うにあたっては、ADSL、ケーブルテレビ、FTTH、FWA(加入者系無線アクセスシステム)、衛星インターネットなど、地域の創意工夫を活かした情報通信基盤施設の整備全般に対象とすることにより、効果的かつ柔軟な農業・農村の活性化を推進する。

- 事業実施主体：都道府県、市町村、地方公共団体の一部事務組合又は農業協同組合
- 補助率：定額(1/3)
- 事業内容
 - (1) 地方公共団体、公共施設、農家等の情報通信ネットワークを情報通信基盤施設構築し、農業情報を含む行政情報等の提供を行うとともに、高速、大容量及び双方向の通信等を可能とする情報通信基盤の整備を行う。
 - (2) 土地改良施設、集落排水施設等農業関係公共施設及び農業協同利用施設を(1)で構築する情報通信ネットワークに接続し、施設管理情報、防災情報等を受発信できる高度情報通信基盤の整備を行う。



【国土交通省】 河川・道路管理用光ファイバの開放

国が河川・道路管理用として敷設した光ファイバのうち、当面利用目的のないものについて、河川・道路管理に支障のない範囲において地方公共団体・電気通信事業等に有償で開放。



16

東北総合通信局の取組スタンス

■ 東北地方の現状を踏まえた採算見込み = 単純な事業者参入は困難

➡ 市町村→事業者支援による呼び込み／市町村自身による整備 が重要

■ 広大な市町村が多い、合併市町における旧地域間の情報格差の顕在化

➡ DSLでは均一な環境の実現は困難 = 基本的には光ブロードバンド(FTTH)

※財政事情等から未サービス収容局での、とりあえずのDSL整備も一つの選択肢

➡ 線路長問題への対応 = 長距離DSL／地域WiMAX／衛星インターネット／3.5G 等々

■ 高齢者の比率が高い ➡ 単なる「インターネット利用」ではインセンティブにならず

➡ 地上デジタル放送／携帯電話／福祉・医療・防災などの住民が求める付加機能が必要

■ 市町村による基盤整備への取組のステップ化

- ブロードバンド整備計画(地域情報化計画)の検討・策定



- 行政高度化に向けた地域公共ネットワークの整備



- 幹線解放／自身での情報通信基盤整備による事業者参入

超高速情報通信基盤における地域遠隔医療の実現

山形県朝日町

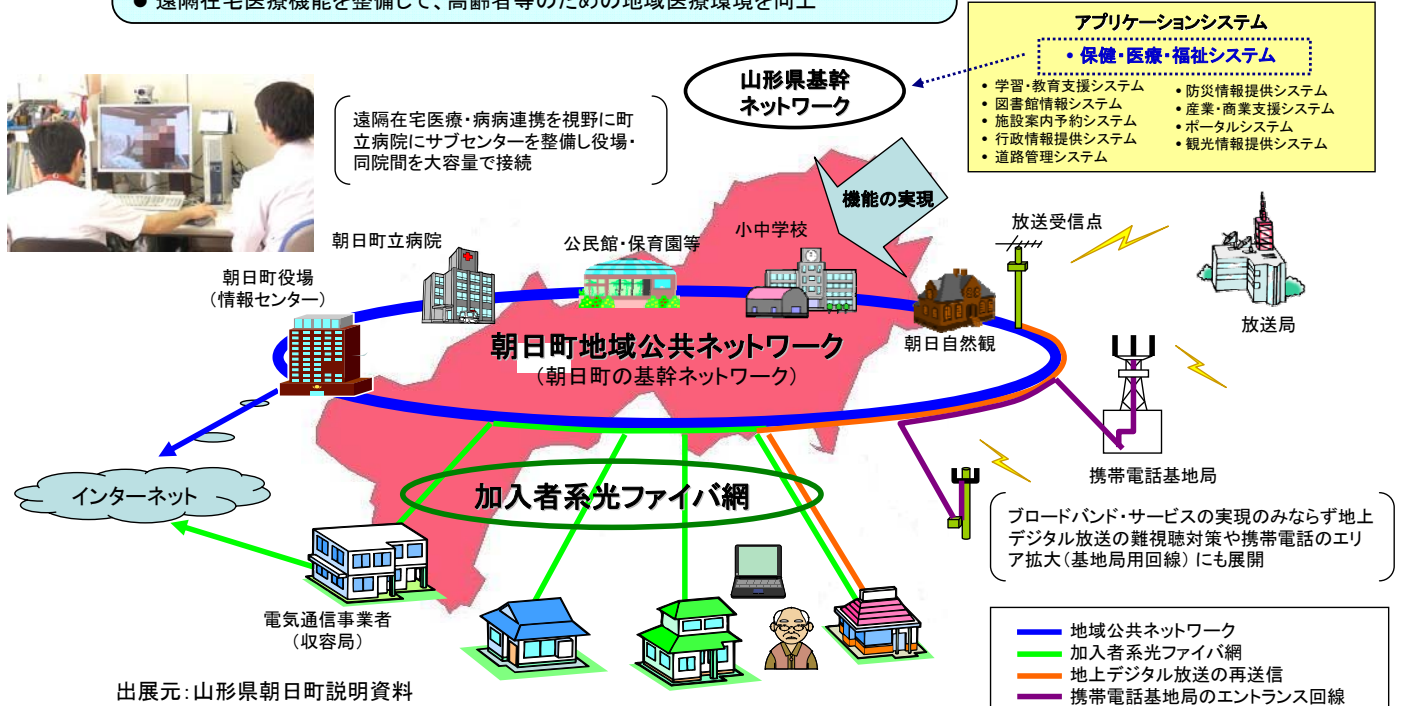
平成18年度 地域情報通信基盤整備推進交付金
事業規模 3.45億円(交付額 1.15億円)

<事業概要>

- 超高速な情報通信基盤を整備したうえで、合わせ技でのデジタル・ディバイドの解消
- 遠隔在宅医療機能を整備して、高齢者等のための地域医療環境を向上



遠隔在宅医療・病院連携を視野に町立病院にサブセンターを整備し役場・同院間を大容量で接続



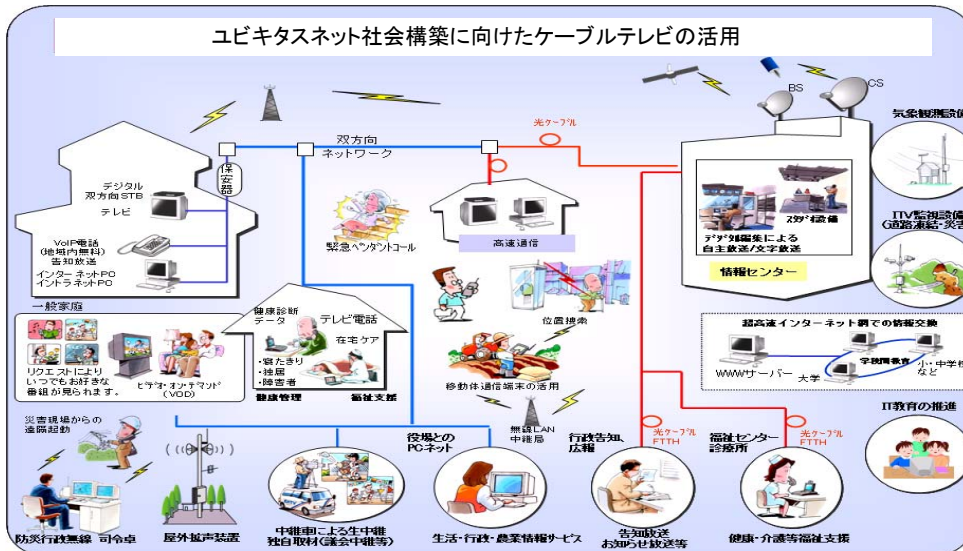
出展元: 山形県朝日町説明資料

情報通信基盤を利用した健康管理による住民の疾病防止

福島県西会津町による「ユビキタスICTのまち再生計画」

全体計画概要

- ケーブルテレビ施設高度化事業
 - 自主放送番組の充実とデータ放送の実施
 - 在宅健康管理システム事業
 - 健康なミネラル野菜栽培の普及と販路拡大
 - テレワークセンター運営事業
- 平均寿命の伸長**
 S6県内下位→中・上位に改善
- 各種疾患による死亡者の減少**
 医療費抑制で国保税の減税
- 地場産業の創出・地元雇用の創出**



出展元: 福島県西会津町説明資料

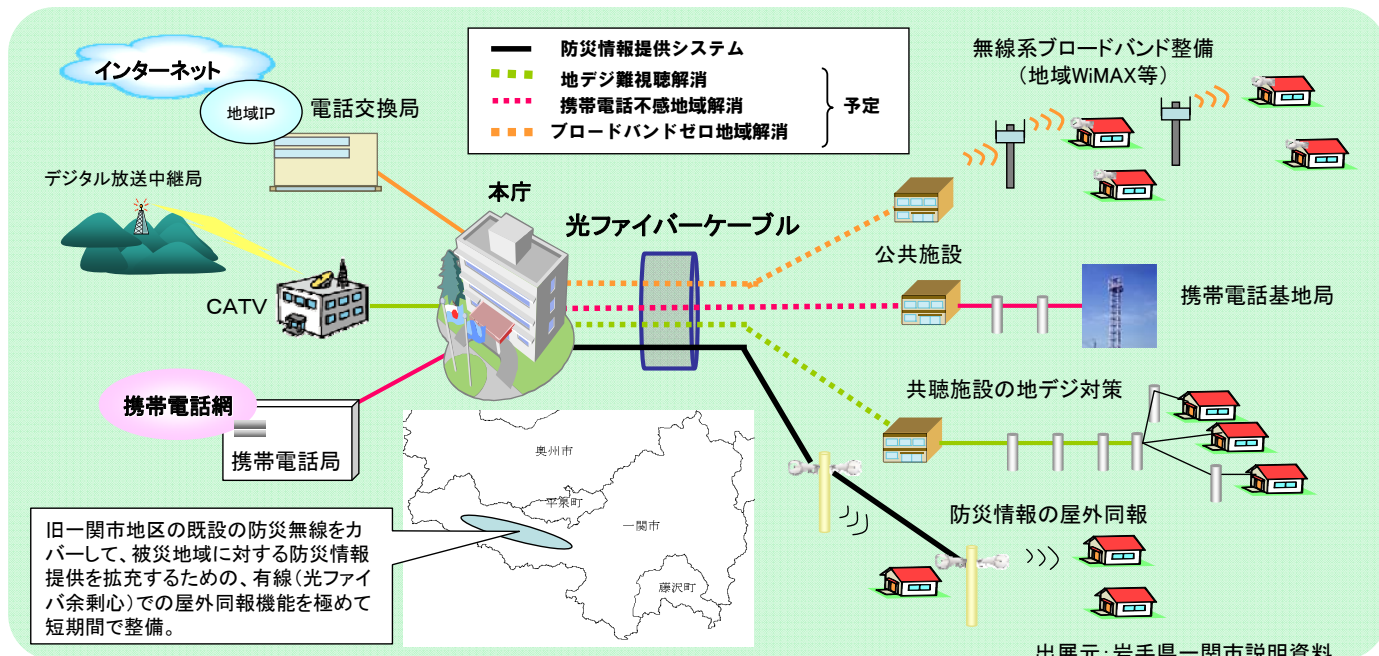
地域公共ネットワークによる大被災対応の防災情報提供システム

岩手県一関市

平成18年度 地域イントラネット基盤施設整備事業
事業規模 9.48億円(交付額 4.74億円)

<事業概要>

- 行政・防災・観光・健康などの情報提供、議会中継、学校間交流、子育て支援等の様々なサービスを実現
- 整備した光ファイバの民間開放用の心線を活用した情報通信基盤の高度利活用を展開
- 6.14岩手・宮城内陸地震を踏まえて、余剰心線を活用した防災情報提供システムの拡充に即応



出展元: 岩手県一関市説明資料

20

東北地方におけるブロードバンド具現化手法

■ブロードバンド化促進に向けた推進体制の確立

- ◆ 東北地域ブロードバンド推進会議の設置
 - ◆ 各県ブロードバンド推進部会の設置
- 県・市町村・電気通信事業者・東北総合通信局で構成

■ブロードバンド未整備地域の対策工程表の策定

- ◆ 2010年に向けたブロードバンド整備のスケジュール調整
 - ◆ 国・地方公共団体・電気通信事業者の役割分担、整備方策等の調整
- 毎年見直し

■対策工程表に基づくブロードバンド整備の計画的推進

◆地域ブロードバンド計画策定支援

- ① 条件不利地域におけるブロードバンド化促進のための調査研究
- ② 東北総合通信局による地域情報化コーディネート
= 多省施策の活用もアドバイス

◆ブロードバンド整備への支援

- ① 電気通信基盤充実臨時措置法による利子助成
- ② 地域情報通信基盤整備推進交付金
- ③ 地域イントラネット基盤施設整備事業
- ④ 補助事業等の補助裏に係る地方財政措置
- ⑤ 過疎地域自立促進重点事業
- ⑥ 地域公共ネットワーク等の光ファイバの開放

21

東北地域デジタル・ディバイド解消推進会議

東北総合通信局デジタル・ディバイド解消対策本部

※ 局内推進体制として20年12月に設置

東北地域デジタル・ディバイド解消推進会議 ※

- 東北6県 情報化担当課
- 関係電気通信事業者
全国系／地域系電気通信事業者
CATV事業者、携帯電話／PHS事業者
- 総務省 東北総合通信局
- 他省(オブザーバ)
農林水産省 東北農政局、国土交通省 東北地方整備局

各6県部会

各県内の市町村個別の状況を
勘案した具体的対応策を検討

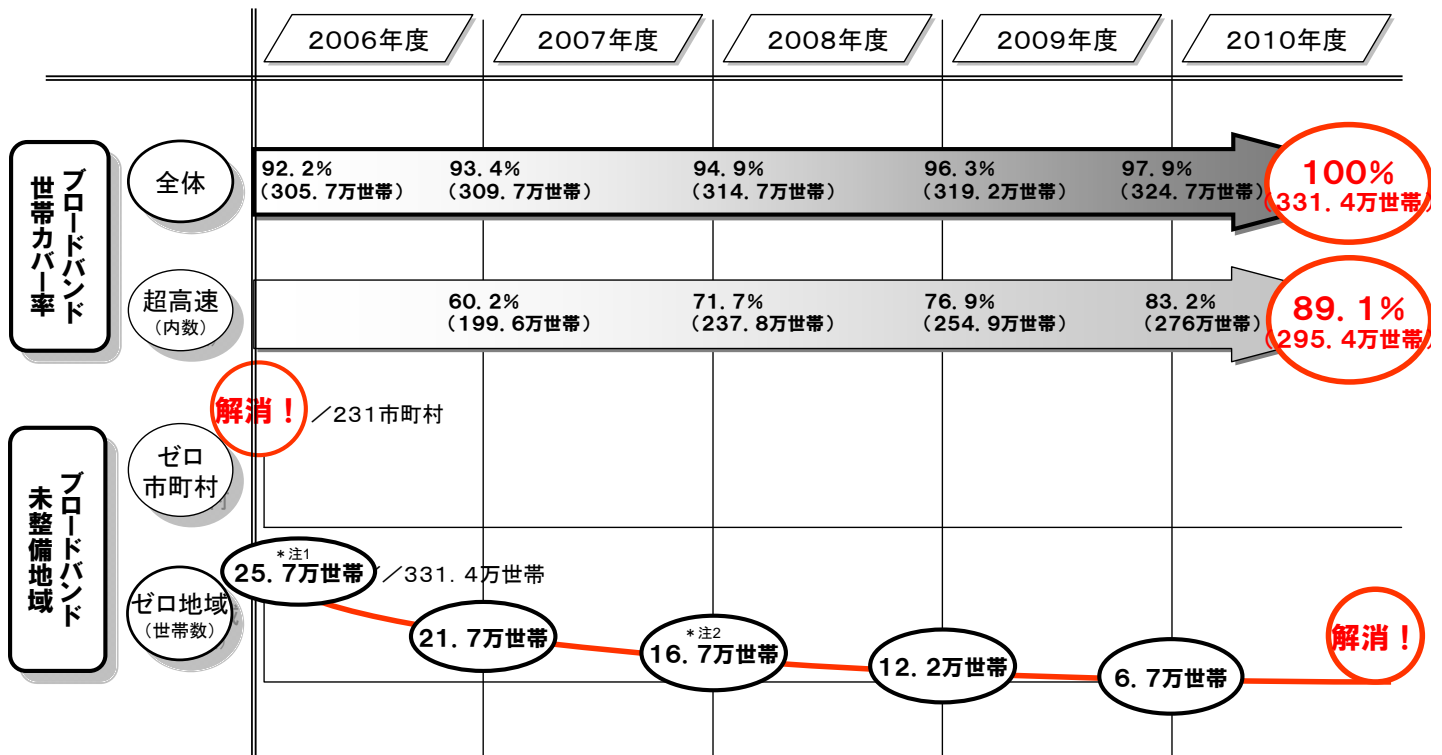
- ・各県情報化担当課
- ・関係電気通信事業者
- ・東北総合通信局担当課

(※ 各総合通信局・沖縄事務所でも各管内の都道府県・事業者と同様の組織を設置)

- 東北地域は過疎／中山間地等の条件不利地域を多く抱え、このような地域でのブロードバンド整備は地方公共団体の関わりが重要
- 地域における情報化への課題・現状について地方公共団体／電気通信事業者／国で共通の認識を醸成、地域の実情に応じた整備方策を検討する場として平成18年6月、全国に先駆けて発足。
- 本会議では県や市町村との協議を前提に、東北地域におけるブロードバンド整備の優先地域の選定やその事業実施手法について先行的に検討。
- これまでの活動成果を踏まえ、『デジタル・ディバイド解消戦略』に対応した組織に強化＝21年2月に「東北地域ブロードバンド推進会議」から改組

22

東北地域としてのブロードバンド整備の目標【工程表】



*注1 2006年(H18)7月実施の市町村アンケート結果によるもの。

*注2 2007年(H19)10月実施のDD解消戦略会議の調査によるもの。

23

地域情報化の推進方策に関する調査研究等

総合通信局において、地域固有の実情を反映した地域情報化に関する総合計画を策定。

・施策の概要

①地域ICT基盤の整備方策

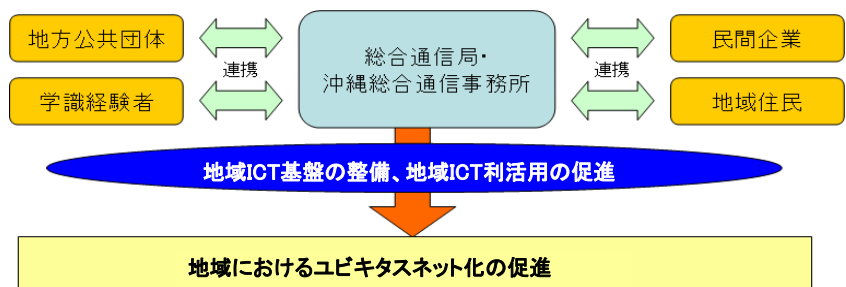
採算性の問題から民間事業者単独による整備が困難な条件不利地域におけるブロードバンド化を促進するため、モデル性の高い地域について、総合通信局が地域に赴き、自治体、民間事業者、地域住民等と協同して、ブロードバンド化等の地域ICT基盤の整備促進のための実施計画の策定に向けた調査を実施する。

②地域ICT利活用の促進方策の検討

ICTを活用した地域課題の解決や地域経済の活性化を促進するため、モデル性の高い地域について、総合通信局の職員が地域に赴き、自治体、地元企業、地域住民等と協同して、地域ICT利活用の促進のための実施計画の策定に向けた調査を実施する。

所要経費

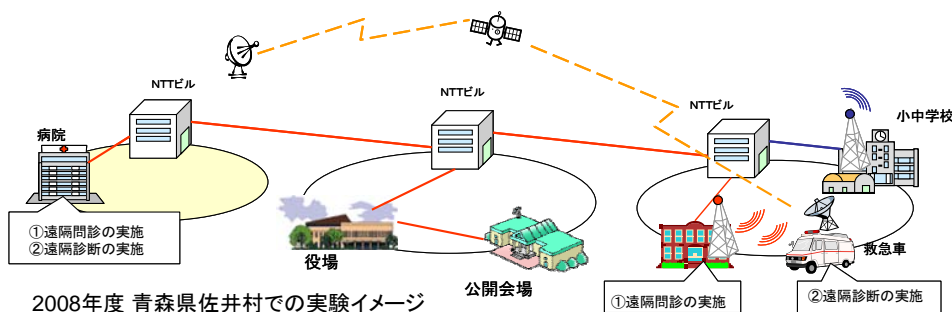
	一般会計
平成21年度要求額	70百万円
平成20年度予算額	36百万円



ブロードバンド整備計画策定への支援・フォロー

■ 条件不利地域におけるブロードバンド化促進調査研究

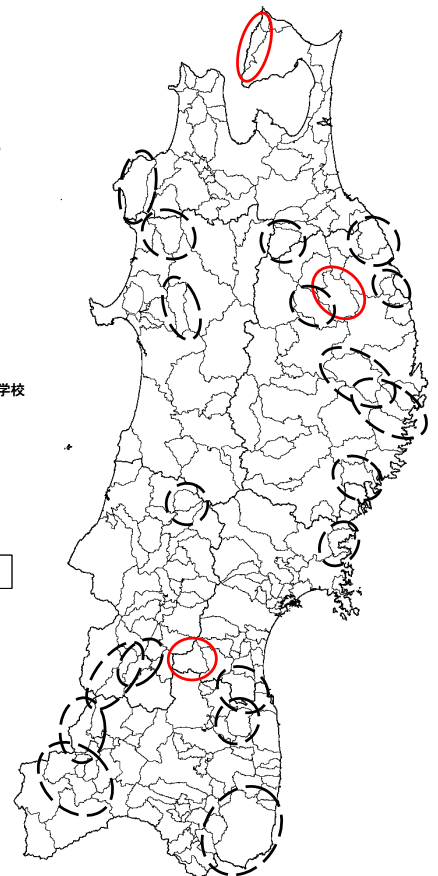
- 本省予算により当局・フィールド市町村がブロードバンド整備の調査研究を実施
 ↳ 全国唯一、3カ年度連続で実施（○の地域）
- フィールドの条件を踏まえた実証実験を実施 ↳ 地元住民にも公開



2008年度 青森県佐井村での実験イメージ

■ 各市町村による基盤整備検討のサポート

- 市町村自身で開催する検討会に積極的に参画
 ↳ 2007年度：7市町村 / 2008年度：8市町村、等（○の地域）
- 検討成果としてのブロードバンド整備計画の具現化もサポート



地域情報化アドバイザー派遣制度

1. 地域情報化アドバイザー創設の背景・枠組み

「地域情報通信基盤整備推進交付金」、「地域イントラネット基盤施設整備事業」(基盤整備)、「地域ICT利活用モデル構築事業」、「地域情報プラットフォーム推進事業」(利活用促進)の実施と合せて、**地域の要請に基づき**、総務省から、「地域情報化アドバイザー」を地域に派遣。**支援地域の地域情報化を「基盤」「利活用」「人材」の3つの側面から総合的にサポート。**

2. 地域情報化アドバイザーの構成

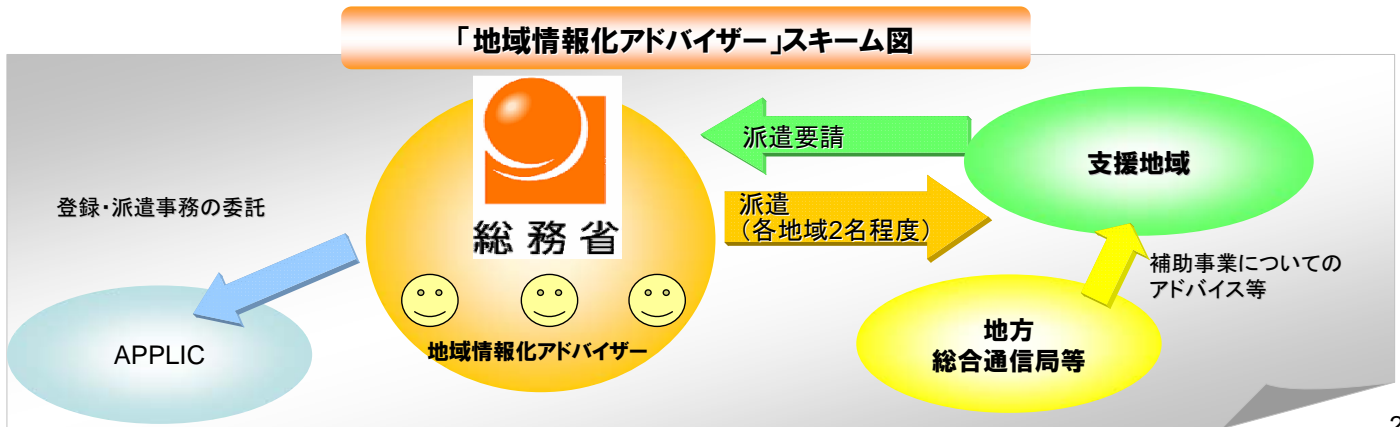
地域情報化アドバイザーは、NPO活動等を通じて地域情報化に知見・ノウハウのある**民間有識者を登録**。**順次増員を予定(2008年6月現在56名)**。「一次産業・地場産業の振興」「テレワークによる雇用活性化」「ICTを活用した観光振興」等、具体的な専門分野・取組実績を公表。プロジェクト内容に応じて適切な者を派遣。

3. 今後のスケジュール

年数回、地域情報化アドバイザーが一堂に会し、情報や意見を交換する「**地域情報化アドバイザー会議**」を開催。ベストプラクティスの共有を促進。

4. 事務局

登録事務・派遣事務は(財)全国地域情報化推進協会(APPLIC)に委託。



26

【お問い合わせ先】

総務省 東北総合通信局
情報通信部 情報通信振興課

◇地域整備担当(補助金・交付金関係)

TEL:022-221-0711 seibi-toh@rbt.soumu.go.jp

◇振興企画担当(ICTの利活用、ブロードバンド化促進)

TEL:022-221-7432 sinkokikaku-toh@rbt.soumu.go.jp